

令和8年7月太田市豪雨 災害農業生産復旧見舞金

内容

令和8年7月の豪雨（以下「豪雨」という。）により、農地、農作物、農業機械、農業施設等が被害を受け、通常の営農では発生しない応急的、追加的な経費が生じた農業者に対して、農業生産の早期再開を後押しすることを目的とする見舞金です。

対象者・要件

1. 市内に住所又は主たる事業所を有する認定農業者及び認定新規就農者であること。
2. 申請日現在において営農しており、見舞金受領後も引き続き営農継続の意思があること。

支給額

個人、団体、法人に関わらず、1経営体につき **1万円**

申請手続きは裏面をご確認ください。

【申請期間】

令和8年 9月15日(火)～12月28日(月)

※10月から、窓口時間は9時～16時30分となります！

申請方法

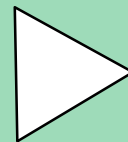
- 太田市HPから申請書等をダウンロードし、
LOGOフォーム(右記QRコード)から申請 →
- 上記以外の方は、農業政策課窓口へ直接申請



提出書類

- ☐見舞金支給申請書兼請求書(様式第1号)
- ☐復旧又は修理に係る代金の領収書の写し
- ※当該写しの提出が困難な場合にあっては、復旧又は修理をしたことが確認できる書類(作業日誌、豪雨災害復旧記録等)
- ☐被害状況の写真又は復旧若しくは修理完了後の写真
- ☐振込先の通帳の写し(1枚目を開いた裏表)

見舞金の詳細はこちら



太田市HP /



【問い合わせ先】

太田市 農政部 農業政策課 次世代農業支援係

住所：太田市新田反町町879

電話：0276-20-9714